

松戸市暴力団排除条例

(逐条解説)

松戸市市民環境本部

市民担当部生活安全課

松戸市暴力団排除条例

(目的) 第1条

(定義) 第2条

(基本理念) 第3条

(市の責務) 第4条

(市民の責務) 第5条

(事業者の責務) 第6条

(適用上の注意) 第7条

(推進体制の整備) 第8条

(市の事務等からの暴力団の排除) 第9条

(県への協力) 第10条

(市民等に対する支援) 第11条

(広報活動の充実等) 第12条

(管轄署との連携等) 第13条

(児童及び生徒の健全な育成を図るための措置) 第14条

(利益の供与の禁止) 第15条

(委任) 第16条

附 則

松戸市暴力団排除条例

(目的)

第1条 この条例は、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する事項を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活の確保及び事業活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

【解説・運用】

この条は、この条例に定める事項と目的を定めたものです。

- (1) 暴力団（第2条の定義参照）は、古くから市民生活や事業活動の場に深く介入し、暴力や暴力団の威力を背景とした資金獲得活動によって、市民や事業者に著しく不当な影響を与えてきました。

この条例は、このような暴力団による著しく不当な行為が後を絶たない現代の社会情勢にかんがみ、これらの不安要因を排除するため、市、市民及び事業者の取り組むべき姿勢を示すとともに、相互に連携し、一丸となって、市民の生活や事業活動の場から暴力団を排除し、市民の安全で平穏な生活の確保と事業活動の健全な発展を目的とすることを明確に示したものです。

また、この条例は、千葉県が平成23年9月1日に施行した千葉県暴力団排除条例（平成23年3月18日公布 千葉県条例第4号。以下「県条例」という。）を相互に補完する性格を有するものです。

なお、この条の「暴力団の排除」の規定は、組織としての「市」のみならず地方自治体としての「市」が一丸となって取り組む姿勢を表明したものです。

- (2) 「市」とは、市役所、教育委員会等のすべての執行機関及び市議会を指します。
- (3) 「市民」とは、市内に住居を有する者のほか、市外居住者であっても、通勤、通学、就労する者等、市内に滞在する者も含みます。
- (4) 「事業者」とは、事業を行う者をいい、個人事業者も含みます。

- (5) 「市民の平穏な生活」とは、暴力団の存在がもたらす害悪から保護すべき対象を示したものです。
- (6) 「事業活動の健全な発展」とは、経済分野において暴力団による不当な介入から保護すべき対象を示したものです。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。

【解説・運用】

この条は、この条例における用語の定義を規定したもので、各用語は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）等を引用したものです。

- (1) 第1号の「暴力団」とは、暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体）をいいます。（暴力的不法行為とは、暴力的な手段で人の生命、身体又は財産を害するような不法な行為をいいます。具体的には、殺人、傷害、強盗、暴行、脅迫、強要、恐喝等、暴力を振るう犯罪や、個人又は暴力団の肩書き・威嚇力を利用して、不当、法外な利益を得る犯罪です。）
- (2) 第2号の「暴力団員」とは、暴力団対策法第2条第6号に規定されている暴力団員、つまり、暴力団の構成員となります。
- (3) 第3号の「暴力団員等」とは、第2号に規定する暴力団員及び暴力団

員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。

暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものについては、「債権管理回収業に関する特別措置法」等の各種業法において、許認可事務の欠格基準として適用されております。（近年、暴力団員が組織の実態を隠ぺいさせる等して暴力団対策法等の適用を免れようとしている実態があり、このような中で偽装脱退を図る者がいることを考慮したものです。）

【参考】

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）
（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。
- (2) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- (3) 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。
- (4) 指定暴力団連合 第四条の規定により指定された暴力団をいう。
- (5) 指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。
- (6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- (7) 暴力的要求行為 第九条の規定に違反する行為をいう。
- (8) 準暴力的要求行為 一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第九条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をすることをいう。

【参考】

県条例における用語の意義（平成23年千葉県条例第4号）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (4) 暴力団事務所 暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区画された部分をいう。

（基本理念）

第3条 暴力団の排除は、社会全体として、暴力団が市民生活及び事業活動に不当な影響を生じさせる存在であるという認識の下に、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として推進されなければならない。

2 暴力団の排除は、市、市民、事業者その他関係機関及び関係団体の連携及び協力の下に推進されなければならない。

【解説・運用】

この条は、本市から暴力団の排除を推進する上での基本理念について規定したものです。

暴力団の排除を進めるためには、「対暴力団」という取り組みの性質上、個人ではなく、社会全体としての連携及び協力を図る必要があります。

- (1) 「暴力団が市民生活及び事業活動に不当な影響を生じさせる存在であるという認識」とは、暴力団は、その団体の構成員が集团的又は常習的に

暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体（暴力団対策法第2条第2号）であること、市民に対する卑劣な暴力、対立抗争、更には示威活動により、市民の安全で平穏な生活や事業者の事業活動を脅かしている存在であること、組織的に行使する暴力又はその威圧を利用した活動により社会に悪影響を及ぼす存在であること等を社会全体で認識することを意味しています。

- (2) 「暴力団を恐れない」とは、暴力団に対する誤ったイメージによる恐怖から脱却することをいいます。市民及び事業者は、暴力団の本質を理解し、必要以上に暴力団をおそれず、警戒を怠らず、存在を許さないという気持ちを所有することが重要です。
- (3) 「暴力団に対して資金を提供しない」とは、暴力団を助長するような金品その他の財産上の利益を提供しないことをいいます。財産上の利益には、金銭・物品のほか有価証券、債務の免除、金銭・物品の貸与、労務の提供等、これを受けた者にとって財産的利益があるすべてのものが含まれます。暴力団に資金を提供することは、結果的に暴力団を認め資金獲得の手助けをすることになるため、不当な要求に対するすべての資金の提供を遮断することが必要です。
- (4) 「暴力団を利用しない」とは、暴力団対策法で規定する暴力団の威力の利用はもちろんのこと、暴力団が保有する組織としての威力、人、金銭その他のすべてのものを利用しないことをいいます。また、暴力団の威力の利用とは、自己に有利になるために暴力団の威力を活かすことであり、暴力団が暴力的行為を第三者にすることではなく、そのような行為が自己のためになされていることを他の者に認識させることです。
- (5) 「関係機関及び関係団体」とは、国や県を始めとする他の行政機関及び市内に所在する地域住民や職場における団体等のうち、暴力団排除活動を行うものをいいます。
- (6) 「連携及び協力の下」とは、組織的に活動する暴力団に対して、市、市民、事業者、関係機関及び関係団体のすべてが一丸となって、暴力団の排除に取り組むべき姿勢を示したものです。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する暴力団の排除についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、暴力団の排除に関する総合的な施策を推進するものとする。

2 市は、前項の施策の推進に当たっては、国、千葉県（以下「県」という。）その他関係機関及び関係団体との連携を図るものとする。

3 市は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、県又は市の区域を管轄する警察署（以下「管轄署」という。）に対し、当該情報を提供するものとする。

【解説・運用】

この条は、暴力団の排除のために市が果たすべき役割を明示したもので、市民、事業者や関係機関と連携して暴力団の排除に関する施策を総合的に推進することについて規定したものです。

(1) 市が暴力団の排除を行う上で、市単体で暴力団の排除を行うのではなく、市民、事業者の協力を得るとともに、関係機関及び関係団体との連携を図り、より効果的な施策を推進する必要があることから、これを責務としたものです。

(2) 「関係機関及び関係団体」とは、前条の解説(5)のとおりです。

(3) 「暴力団の排除に関する総合的な施策を推進する」とは、公共工事等からの暴力団の排除、児童及び生徒に対する教育等の推進、市からの暴力団の排除を害する行為等の防止の措置等、多種多様な施策を行うことをいい、具体的には、

- 暴力団若しくは暴力団員の活動の状況又は不当な要求の実態等に関する情報の提供
- 暴力団員による不当な要求への対処方針及び対処方法に関する助言及び指導
- 各種暴力団の排除のための活動の行事に関する協力及び後援
- 暴力団の排除のための活動に関する知識の普及を図るための広報啓発

- 暴力団等による危害を加えられるおそれのある者に対する危害行為の未然防止の措置等が挙げられます。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、相互の連携及び協力を図りつつ、自主的に暴力団の排除に取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、基本理念にのっとり、暴力団員等による不当な要求があった場合には、市に対する相談その他の当該不当な要求を排除するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市民は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、市に対し、当該情報を提供するように努めるものとする。

【解説・運用】

この条は、暴力団を排除する活動は、社会全体で取り組む課題であることから、この排除に関する市民の役割の重要性にかんがみ、第1項において市民の暴力団の排除への自主的な取り組みと市の施策への協力について、第2項において市民の暴力団員等からの不当な要求の対応について、第3項において市民が暴力団に関する情報を知ったときの市への提供について規定したものです。

- (1) 暴力団の排除を実現するためには、警察の取り締まりを含む行政機関の努力だけでは不十分であるため、市民が、市や関係機関等と相互に連携協力を図り、社会全体で暴力団を孤立させていく、いわゆる「社会対暴力団」という構図の確立が不可欠であり、社会全体が一丸となった活動を展開すべきであることを規定したものです。
- (2) 「相互の連携及び協力」とは、第3条の解説(6)の「連携及び協力の下」と同様の趣旨であり、市や市民、関係機関及び関係団体が一丸となり、暴力団の排除のための活動に取り組むべき姿勢を示したものです。
- (3) 「暴力団の排除に関する施策」とは、前条の解説(3)のとおりです。

- (4) 「協力する」とは、市が、警察署と連携して実施する暴力団の排除を目的とした集会等に参加すること等をいいます。
- (5) 「暴力団員等による不当な要求」とは、当該要求に応じる合理的な理由がないにもかかわらず行われる要求行為をいいます。
- (6) 「暴力団員等による不当な要求を排除する措置」とは、当該不当な要求に対し、拒否する行為をいいます。
- (7) 「暴力団の排除に資すると認められる情報」とは、暴力団犯罪に関する情報のみならず、暴力団の活動の実態に関する情報、暴力団事務所の所在地等の組織の実態に関する情報であって、当該情報を保有する市民の常識的な判断によって暴力団の排除に資すると認められるものをいいます。

また、市民は、社会生活を営む上で暴力団に関する様々な情報を保有していることが考えられ、こうした市民からの情報の提供を受けることにより、暴力団員の取り締まりや公共事業等からの暴力団の排除を推進するため、暴力団の排除に資する情報を知ったときの情報提供について規定したものです。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業活動に関し、暴力団の排除に取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業活動に関し、暴力団員等による不当な要求があった場合には、市に対する相談その他の当該不当な要求を排除するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 事業者は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、市に対し、当該情報を提供するように努めるものとする。

【解説・運用】

この条は、暴力団を排除する活動は、社会全体で取り組む課題であることと、前条において同様に述べておりますが、この排除に関する事業者の役割

の重要性にかんがみ、第1項において事業者の事業活動に際し、暴力団の排除への自主的な取り組みと市の施策への協力について、第2項において事業者の暴力団員等からの不当な要求の対応について、第3項において事業者が暴力団に関する情報を知ったときの市への提供について規定したものです。

(適用上の注意)

第7条 この条例の適用に当たっては、市民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

【解説・運用】

この条は、暴力団の排除を推進するための取り組みが、市民に過度の負担となったことによって、市民の権利を不当に侵害しないよう、市が留意することを規定したものです。

(推進体制の整備)

第8条 市は、市、市民、事業者その他関係機関及び関係団体が相互に連携及び協力をして暴力団の排除を推進できる体制を整備するものとする。

【解説・運用】

この条は、市、市民、事業者その他関係機関及び関係団体が相互に連携と協力をして暴力団の排除を推進できる体制の整備に関して規定したものです。

暴力団の排除を推進するためには、市、市民、事業者、警察署等関係機関及び関係団体が連携と協力をして、一丸となり法令遵守の体制を確立する必要があることから規定したものです。

(市の事務等からの暴力団の排除)

第9条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業（以下この条例において「市の事務等」という。）により暴力団を利することとならないよう、暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者（第3項

において「暴力団密接関係者」という。)を市の事務等から排除するため、市が実施する入札への参加の制限その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 市長その他の執行機関又は公営企業管理者は、前項の措置を講ずる必要があると認めるときは、当該措置を講ずるために必要な事項について、千葉県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に意見を聴くことができる。

3 市は、市の事務等に関して、その契約の相手方に対し、当該市の事務等により暴力団を利することとならないよう、下請契約その他の当該契約に関連する契約の相手方から暴力団員等又は暴力団密接関係者を排除するために必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

【解説・運用】

この条は、公共工事その他の市の事務又は事業の執行に当たり暴力団を利用することとならないよう、「暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団密接関係者」を、市の事務等から排除するため、市が実施する入札への参加の制限その他の必要な措置を講ずるための規定です。

(1) 暴力団員等による不当な要求等は、人の心に不安感や恐怖感を与えるものであり、何らかの行動基準を設けないままに、担当者や担当部署のみで対応した場合、要求に応じざるを得ない状況に陥ることもあり、職員に対する適正な職務執行等の徹底や対応方法の習得を始め、警察署等関係機関との連携等、組織全体で対応する体制を確立する必要があります。

(2) 「公共工事その他の市の事務」とは、公共工事の発注、その他の契約に関する事務、入札への参加の制限や補助金、利子補給金その他の給付金を支給する事業その他の事務をいいます。

(3) 「暴力団を利することとならないよう」とは、市の事務又は事業により、暴力団に利益を与えないことをいいます。なお、当該市の事務又は事業が法令に基づき、何人に対しても認められている権利は保証されるものであり、かつ、これに法律以外で要件を設けることができないもの

については、法律と条例の関係（法律の範囲内での条例の制定）から、この条に定める措置を講じる対象からはそもそも除外されます。

(4) 「市長その他の執行機関又は公営企業管理者」とは、市長部局、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、水道事業管理者、病院事業管理者、消防長及び議会をいいます。

(5) 「暴力団員等と密接な関係を有する者」とは、暴力団員ではないが、暴力団との関係を有し、暴力団の組織力の維持拡大につながる様な助長行為を行う者であり、例示すれば

- 役員等が暴力団員である事業者
- 暴力団員が経営を実質的に支配している事業者
- 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的で暴力団の威力を利用したと認められ事業者
- 役員等が第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力を利用したと認められる事業者
- 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供給する等直接的、積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められる事業者
- 暴力団の行う行事に参加し、又は自己が開催する行事に暴力団を参加させている事業者
- 下請契約又は資材、原材料の購入契約等において、相手方が暴力団と前記のいずれかの関係を有していることを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められる者

等となります。

(6) 「必要な措置」とは、その執行により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することの無いようにすること等をいいます。

具体的な措置として、暴力団員等、暴力団及び暴力団密接関係者の市が執行する入札への参加の制限や補助金等の給付資格の基準の徹底等と考えます。

また、職員が不当な要求を受けたときに、当該不当要求に対する基本

原則に則した統一的な対応方針を定め、これを履行するためのマニュアルの作成や研修の実施等の措置を講ずることも必要となります。

そして、行政自らが法令を遵守し、その公務の適正さを保つ必要があります。

(県への協力)

第10条 市は、県の求めに応じ、県が実施する暴力団の排除に関する施策について、必要な協力を行うものとする。

【解説・運用】

この条は、市の姿勢として、県が実施する暴力団の排除に関する施策について、市は、必要な協力を行うものとする規定です。

この協力は、第3条の解説にあります市が暴力団の排除を行う上で、市単体で暴力団の排除を行うのではなく、市民、事業者の協力を得るとともに、関係機関及び関係団体との連携を図り、より効果的な施策を推進するためのものです。

(市民等に対する支援)

第11条 市は、市民、事業者及び関係団体（以下「市民等」という。）が基本理念にのっとり暴力団の排除に取り組むことができるよう、市民等に対し、情報の提供、指導、助言その他の必要な支援を行うものとする。

【解説・運用】

この条は、市民等の自主的な暴力団の排除活動の促進を図るため、市民等に対する暴力団排除に資する情報の提供等の必要な支援を講ずることを規定したものです。

(1) 暴力団の排除活動の取り組みの実施に当たっては、暴力団の特質や活動状況、暴力団の排除の方策に関する情報等を反映させることが効果的であり、こうした知識を有しないまま、市民等が独自の力で行おうとしても、実効性のあるものにならないことから、市が警察署と連携して、暴力団に関する情報や暴力団の排除に関する手法の提供等の支援を行う

ことが必要です。

(2) 「情報の提供」とは、暴力団の活動の実態や暴力団の犯罪情勢等暴力団の排除のための情報の提供をいいます。

(3) 「必要な支援」とは、市民等が推進するための活動に資する支援の全般を指します。具体的には、

- 暴力団員に対する対処方針及び対処方法に関する助言や指導
- 地域又は業種に応じた活動を行うことについての助言や指導
- 各種の暴力団の排除活動の行事に関する協力及び後援
- 暴力団の排除活動に関する知識の普及及び思想の高揚を図るための
広報啓発

等が挙げられます。

(4) 市の支援の実施に当たり、県条例第12条の規定の「暴力団排除アドバイザー」の活用を検討するものとします。「暴力団排除アドバイザー」は県警本部内だけでなく、各署と共同して県民等に対する支援を行うこととしています。

【参考】 県条例

(暴力団排除アドバイザー)

第12条 警察本部長は、暴力団の排除の推進を図るため、暴力団の排除について専門的な知識及び経験を有する者に、暴力団排除アドバイザーとして、県民等が実施する暴力団の排除の取組に対する指導及び助言その他の暴力団の排除の推進に関する業務を行わせることができる。

(広報活動の充実等)

第12条 市は、暴力団の排除についての市民等の関心及び理解を深めるため、暴力団の排除に関する広報活動の充実、学習の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

【解説・運用】

この条は、市民等が暴力団の排除の重要性について、理解を深めるため

に、市が広報及び啓発を行うべきことを規定したものです。

(1) 暴力団の排除を実現するためには、市民等が自主的、組織的に暴力団の排除のための活動に取り組むことが必要であり、そのためには、市は、警察署と連携し、その広報及び啓発を行うことにより市民等の理解を深めていくことが必要と考えます。

(2) 「広報活動」とは、暴力団員による不当な行為の防止に関する知識の普及や暴力団の排除の機運の高揚等に資する活動をいいます。

具体的には、ポスター、パンフレット等の配布等が挙げられます。

(3) 「学習の機会の提供」とは、地域や事業者が開催する集会へ市及び警察署が連携し参加し、講演や広報活動等を行うこととします。

(管轄署との連携等)

第13条 市は、第11条に規定する支援及び前条に規定する措置を講ずるに当たっては、管轄署との連携を図るものとする。

2 市は、警察本部長が暴力団の排除に関わったことにより暴力団員等から危害を加えられるおそれがあると認められる者に対して講ずる保護の措置について、必要な協力を行うものとする。

【解説・運用】

この条は、第11条に規定する市民等への支援、前条に規定する市が行う広報活動等に際し、市を管轄する警察署との連携を規定したものです。

(1) 市と警察署との連携による取り組みについては、第11条及び第12条の解説を参照してください。

(2) 第2項の規定は、暴力団の排除活動に関わったことにより暴力団員等から危害を受けるおそれがあると認められる市民等に対して、県（警察）が講ずる措置に対して、市が必要な協力を行うものとなりました。

(3) 県（警察）が行う具体的な措置とは、暴力団員等から危害を受けるおそれがあると認められる市民等を保護対象者として指定した上で、その保護を図るための体制の確立を図り、関係する暴力団の動向把握や保護対象者への安全確保のための指導、更には、保護対象者の状況に応じた警察官の

配置や流動警戒等となります。

【参考】県条例

(保護措置)

第13条 警察本部長は、暴力団の排除に関わったことにより暴力団員等から危害を加えられるおそれがあると認められる者に対し、警察官による保護の実施及び保護体制の確立、資機材の貸付けその他の必要な措置を講ずるものとする。

(児童及び生徒の健全な育成を図るための措置)

第14条 市は、市が設置する学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校及び高等学校をいう。）において、児童又は生徒が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育が行われるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 市は、前項の措置を講ずるに当たっては、県との連携を図るものとする。

【解説・運用】

この条は、暴力団に加入防止及び暴力団犯罪からの被害防止のための教育、指導等が市内に在住する児童及び生徒に対して行われるように市が適切な措置を講ずること等を規定したものです。

(1) 暴力団は、社会に悪影響を与える存在であるにもかかわらず、暴力団について書かれた記事を大きく掲載している雑誌や暴力団員を主人公にした映画やテレビが数多く見受けられるとともに、一部では暴力団の存在を肯定するような風潮も存在するのが現実となっています。

これらの影響を受けやすい少年は、暴力団に親しみや憧れを持つようになることも想定されることから、暴力団の実態を認知させることにより、暴力団に対する誤った認識を払しょくさせて、暴力団犯罪に巻き込まれた

り、暴力団に加入したりすることを未然に防止する必要があります。

県条例第16条において、「少年に対する教育等」が規定されておりますが、市が設置する学校においても適切に教育を行う必要があることから、この条において同様の規定を設けることとしました。

なお、私立や県立の学校等については、県（公安委員会）が主体となって支援することになります。

(2) 「教育」とは、暴力団の実態、暴力団の悪性、暴力団犯罪の特徴等を理解させる教育をいい、地域の実情や児童及び生徒の成長に配慮しつつ、段階的に行われる必要があります。

(3) 「適切な措置」とは、例えば、暴力団に加入してしまった場合、脱退が困難であることや暴力団と関係を持つことで、資金獲得のための犯罪に利用されてしまうこと、又、暴力団の資金源となる薬物の乱用や暴力団の影響を受けやすい暴走族への加入等が懸念され、これらを阻止するための指導をすること等をいいます。

(利益の供与の禁止)

第15条 市民及び事業者は、暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことの対償として、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、利益供与（金品その他の財産上の利益の供与をいう。次項において同じ。）をしてはならない。

2 市民及び事業者は、前項に定めるもののほか、暴力団の活動又は暴力団の運営に協力する目的で、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、利益供与をしてはならない。

【解説・運用】

この条は、市民及び事業者に対し、暴力団の威力を利用する目的として、又は暴力団の威力を利用したことによる対償として、暴力団員等又はその指定した者に対して金品その他の財産上の利益の供与を禁止すること、また、暴力団の活動又は運営に協力する目的においても同様とすることを規定しています。

- (1) 第3条に規定する「基本理念」に従い、暴力団の活動資金の低減措置を図ることを目的に、暴力団の威力を利用する目的、又は利用したことの対償として、金銭のほか財産等の供与を禁止することにより暴力団の活動資金の低減措置を図る目的を規定しました。
- (2) 利益供与をすることは、結果的に暴力団を認め資金獲得の手助けをすることになるため、利益供与についても禁止することを規定しました。
- (3) 「威力を利用する目的」とは、「人の意思を制圧するに足りる威力」を利用することです。威力については、暴力団対策法においても用いられています。具体例としては、
- 自らが暴力団に所属していることを告げる行為
 - 暴力団等の名称が入った名刺を示す行為
 - 暴力団事務所に来訪又は連絡をすることを要求する行為
 - 暴力団員であることを認識している相手に、さらに自己が暴力団員であることを再認識させる行為
- が挙げられます。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

【解説・運用】

この条は、この条例を施行する上で必要となる事項を定めることについては、市長に委任するものです。

この条例を施行する上で必要となる事項については、市長が定めることとなります。

附則

この条例は、平成24年7月1日から施行する。

【解説・運用】

この附則は、この条例を施行する期日を定めるものです。市民等への条例内容の周知を考慮して、公布後3か月程度の期間を設けることとしました。